

学生服着用



生徒・保護者・学校が一致した上で見直すべき

学生服を見直す社会的風潮がある中で、式典において本町の町立中学校は、学生服の着用を求めている。しかし、着用することに、各々の家庭及び個人の希望が十分聞き入れられていないと思われる、規定に対する変更の意見が私に寄せられている。

大人としての成人年齢が18歳に見直され、一層各個人の独自性・自主性が重んじられるようになり、同様に学生服の着用にも、議論が広がっている。

日本国憲法第13条の規定にもあるように、基本的人権の自由は尊重され、公共の福祉に反しない限り、学生服の着用は憲法違反であると解く人もいる。

近年、個性としての独自性・多様性が尊重され、自己の表現の自由、自覚として個人の自主性が尊重される中、ブラック校則とも揶揄される必要

上の規制を求める風潮は是正されるべきと考える。さらに機能性やジェンダーレスの服装の観点から、一方的に学生服の着用義務を課すだけではなく、もっと広く要望・意見を求め、話し合いの上、改善すべき点は改善し、無理のない規定にすべきである。

問 学生服の着用を見直す社会的風潮がある中、本町の取り組みの現状は、

答・教 昨年の十月から、制服登校指定日を除き、規定の制服、体操服のどちらかを着用する選択制を試行している。

問 義務教育の中で、どうしても高額な学生服の着用が必要なら、学校から支給すべきと思うが、どうか。

答・教 準要保護世帯には就学援助も行っており、支給することは考えていない。

問 学生服の統一した着用について、本人・保護者・学校のコンセンサスが不足していると考えるが如何か。

答・教 生徒・保護者・教員の考えが概ね一致した上で、制服は見直すべきだと考える。様々な考えがあるので、中学校と協議しながら研究を進める。



澤田 道孝 議員
(佐和の会)



入学式の光景